
プロジェクト IFRS のエンドースメント手続**項目 本日の検討の概要**

1. 平成 26 年 5 月 22 日に第 13 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会が開催されている。本日は、当該作業部会における検討状況について議論をお願いしたい。
2. これまで第 1 回から第 8 回の作業部会において、個々の IFRS の会計基準及び解釈指針に関して「削除又は修正」をすることなしに採択可能か否か、また、どのような項目について、ガイダンスや教育文書等の作成が必要かについて、「検討が必要な項目の候補」を抽出し、各々の候補について詳細な検討を行った。
また、第 8 回の作業部会では、「検討が必要な項目の候補」についてグルーピングを行い検討した。
その後、第 8 回から第 11 回の作業部会において、特に詳細な整理が要望されたリサイクリング、当期純利益の論点とのれんの非償却の論点について、「国際的及び我が国における主張の整理」、「仮に修正を行った場合における論点の検討」、「仮に修正を行った場合の条項の内容」について検討している。
3. 第 12 回の作業部会では、従来の検討状況の整理を行った上で、今後の方向性について議論を行った。その際、「エンドースメント手続の位置づけ」、「仮に「削除又は修正」を行う場合の考え方」、「削除又は修正」に関する整理」、「会計基準の構成」について検討が行われた。
4. 第 13 回の作業部会では、「削除又は修正」するかどうか、仮に「削除又は修正」する場合にどの項目とするかについては、今後の議論において決定されるが、公開草案の公表に向けて会計基準の様式等を検討するために、仮にのれんの非償却、リサイクリング及び当期純利益について「削除又は修正」を行うとした場合の取扱いを例として、以下の資料について検討を行っている。
 - 修正版 IFRS¹の公開草案の公表に当たって（審議事項(3)-2）
 - 修正版 IFRS の適用（審議事項(3)-3）
 - ASBJ による修正会計基準第 1 号「のれんの会計処理」（審議事項(3)-4-1 及び 2）
 - ASBJ による修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理」（審議事項(3)-5-1 及び 2）

以上

¹ 当該会計基準の名称は、今後定められるが、本資料では修正版 IFRS と記載している。